



選挙運動用ポスター作成契約書

登別市長選挙候補者 (以下「甲」という。) と、
(以下「乙」という。) は、選挙運動用ポスター
の作成について次のとおり契約を締結する。

- 1 品 名 公職選挙法第143条に規定するポスター
- 2 数 量 枚
- 3 契約金額 円 (単価 円 銭)
[うち消費税及び地方消費税の額 金 円]
(注) [] 書きの部分は、供給人が課税事業者である場合に使用する。

4 納入期限 令和6年 月 日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、登別市議会議員及び登別市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき登別市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、登別市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、甲は乙に対し契約金額を速やかに支払うものとする。

6 その他

令和6年 月 日

登別市長選挙候補者

甲 住 所
氏 名

印

乙 住 所
名 称
代 表 者

印